

国水水第 525 号
令和 8 年 4 月 7 日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿
独立行政法人水資源機構理事長 殿

国土交通省水管理・国土保全局長
(公 印 省 略)

水道水源開発等施設整備費補助金実施要綱の施行について（通知）

水道水源開発等施設整備費補助金の交付に関して、「水道水源開発等施設整備費補助金実施要綱」を別添のとおり定め、令和 8 年 4 月 7 日より施行することとしたので通知する。なお、「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱の施行について（通知）」（令和 7 年 4 月 1 日国水水第 5 4 8 号）は廃止する。

つきましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）等に対しても、貴職からこの旨周知されたい。

水道水源開発等施設整備費補助金実施要綱

第1 通則

水道水源開発等施設整備費補助金の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

本事業は、安全で良質な給水を確保するための施設整備や計画的・集中的な耐震化・老朽化対策、水道事業の事業運営の一体化等を推進することを目的とする。

第3 事業主体

本事業の事業主体は、次のいずれかとする。

- ①水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）
- ②地方公共団体（高度浄水施設等整備事業において、専用水道等に対して行う施設の整備又は助成の場合に限る。）
- ③都道府県及び独立行政法人水資源機構（水道広域的災害対応支援事業に限る。）

第4 対象事業、補助率

別表第1に示すとおりとする。

第5 事業計画の策定、公表

本事業の事業主体は、事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、政令指定都市を除く市町村等にあつては、都道府県知事を経由して行うものとする。また、事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第6 監督等

1. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村等に対し、それぞれその施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
2. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村等に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その

本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第7 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村等（政令指定都市を除く。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

別表第 1

1 区 分	2 国庫補助対象事業	3 補助率	4 国庫補助対象施設
水道水源開発施設整備事業	<p>次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>1 水道事業</p> <p>(1) 資本単価が 90 円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、昭和 59 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が 6 円/㎡以上であり、かつ、「旧資本単価」が 20 円/㎡以上であること。また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 130 円/㎡以上であり、かつ、資本単価が 60 円/㎡以上であること。</p> <p>また、平成 21 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、資本単価が 70 円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 140 円/㎡以上であること。ただし、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 190 円/㎡以上であり、かつ、資本単価が 120 円/㎡以上であること。</p> <p>2 水道用水供給事業</p> <p>(1) 資本単価が 70 円/㎡以上であること。ただし、昭和 59 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が 6 円/㎡以上であり、かつ、「旧資本単価」が 8 円/㎡以上であること。また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 65 円/㎡以上であり、か</p>	<p>1 / 3</p> <p>1 / 2</p> <p>1 / 3</p>	<p>水道の水源の開発の用に供する次に掲げる施設とする。</p> <p>1 ダム、堰、水路</p> <p>2 海水淡水化施設(海水又はかん水を淡水化する施設)</p> <p>(1) 逆浸透膜方式施設 原水設備、調整設備、(薬品注入設備を含む。)、逆浸透設備、放流設備、電気・機械及び計装設備</p> <p>(2) 電気透析方式施設 原水設備、調整設備(薬品注入設備を含む。)、電気透析設備、放流設備、電気・機械及び計装設備</p> <p>(3) その他国土交通大臣が認めた方式による施設</p> <p>3 1又は2の施設と密接な関連を有する施設</p>

	<p>つ、資本単価が 40 円/㎡以上であること。</p> <p>また、平成 21 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、資本単価が 50 円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 100 円/m³以上であること。</p> <p>ただし、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 100 円/㎡以上であり、かつ、資本単価が 80 円/㎡以上であること。</p> <p>3 渇水に対応するため、海水淡水化施設を緊急に整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するものについては、1、2によらず、水道事業で資本単価が 35 円/㎡以上であること。又は、水道用水供給事業で資本単価が 25 円/㎡以上であること。</p> <p>(1) 過去 5 年間に於いて、1 日 12 時間以上の断水を 1 ヶ月以上実施したことがある水道事業者であり、かつ、次のいずれかに該当するものが海水淡水化施設を整備する事業であること。</p> <p>ア 水源をダムの開発計画に依存しているが、ダム建設の遅延により、当面の水需給が著しくひっ迫し、早急に水源開発が必要な水道事業者。</p> <p>イ 流域外のダムに対する水源の依存度が高く、取水制限を受けると水需給が著しくひっ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。</p> <p>ウ 地形上大規模な水源開発が困難な地域で、地下水の依存度が高く、渇水時に水需給が著しくひっ</p>	<p>1 / 2</p> <p>1 / 2</p>	
--	--	---------------------------	--

	<p>迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。</p> <p>(2) (1)に該当する水道事業者に用水供給を行っている水道用水供給事業者が海水淡水化施設を整備する事業であること。</p>		
遠距離導水等施設整備事業	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 水路の延長が7 km以上のもの</p> <p>2 水道水源開発施設整備事業の国庫補助対象事業と一体のもの</p>	<p>当該事業が水道水源開発施設整備事業の2欄に掲げる1の(1)、2の(1)に係るものである場合1/3、同1の(2)、2の(2)、3に係るものである場合1/2</p>	<p>次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</p> <p>(2) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p>
水道施設機能維持整備事業	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 資本単価が、水道事業にあっては90 円/m³以上、水道用水供給事業にあっては70 円/m³以上であること。</p> <p>2 次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) 基幹となる浄水施設が、自然流下方式による施設運転が不可能であり、運転用の自家発電設備が整備されていない場合に実施する非常用自家発電設備等の整備</p> <p>(2) 基幹となる浄水施設が、土砂災害警戒区域内等に位置し、土砂災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する土砂災害への対策工事</p>	<p>1/3 (ただし、非常用発電設備等の整備については1/4)</p>	<p>次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 非常用発電設備、燃料用タンク、その他非常用発電設備の整備に必要な施設</p> <p>(2) 土砂流入防止壁、その他土砂災害対策に必要な施設</p> <p>(3) 防水扉、止水堰、その他浸水災害対策に必要な施設</p>

	<p>(3) 基幹となる浄水施設が、浸水想定区域内等に位置し、浸水災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する浸水災害への対策工事</p> <p>(4) 国土交通大臣が認める水道施設機能維持整備事業</p>		
<p>水道基幹施設耐震化事業</p>	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 「上下水道耐震化計画」を策定していること。</p> <p>2 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) 資本単価が水道事業にあっては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては70円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 次の①から④のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>① 料金回収率が100%以上</p> <p>② 直近5年間の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹管路の耐震適合率 ・浄水施設の耐震化率 ・配水池の耐震化率 <p>の上昇ポイント(年換算)の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)の合計値以上であること、もしくは、現在の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹管路の耐震適合率 ・浄水施設の耐震化率 ・配水池の耐震化率 <p>の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。</p> <p>③ 耐震化する事業にあっては、上下</p>	<p>(1) 1/3</p> <p>(2) (1)にかかわらず、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域及び奄美群島振興開発特別措置法に基づく奄美群島において行う事業は1/2(導水管・送水管複線化事業を除く。)</p>	<p>(1) 導水管・送水管耐震化事業</p> <p>導水管又は送水管を耐震化する事業であって、次に掲げる施設</p> <p>① 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>② 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</p> <p>(2) 基幹水道構造物の耐震化事業</p> <p>取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水池を耐震化する事業であって、次に掲げる施設</p> <p>① 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設(ただし、管路は含まないものとする。)</p> <p>② その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設</p> <p>(3) 緊急遮断弁</p> <p>緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁を整備する事業であって、次に掲げる緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する施設</p> <p>① 緊急遮断弁(作動スイッチを含む。)</p> <p>② 非常用電源設備</p> <p>③ 伸縮可撓管(ただし、配水池</p>

	<p>水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後5年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）（ただし、今後5年以内に耐震化率が100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント（年換算））が、当該事業者の直近5年間の上昇ポイント（年換算）の1.5倍及び「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）を上回っていること。</p> <p>④ 上下水道耐震化計画を公表していること。</p> <p>3 総事業費が5億円以上であること。</p> <p>4 事業期間が概ね5年以内であること。</p>		<p>等との連結部分に限る。)</p> <p>(4) 導水管・送水管複線化事業 河川を横断する導水管又は送水管を複線化する事業であって、次に掲げる施設</p> <p>① 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>② 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</p>
<p>水道広域的災害対応支援事業</p>	<p>都道府県又は独立行政法人水資源機構が可搬式浄水施設・設備を整備する事業であること。</p> <p>ただし、都道府県が整備する場合は、他の都道府県への災害時支援に関する協定を締結していること。</p>	<p>1 / 3</p>	<p>可搬式浄水施設・設備</p>
<p>高度浄水施設等整備事業</p>	<p>(1) 水質改善対策事業 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 次に掲げる河川、湖沼等から取水していること。</p> <p>① 環境基本法第17条第1項に規定する地域内の河川、湖沼等</p> <p>② 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域及び同法第14条の8に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等</p> <p>③ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域内の河川、湖沼等</p> <p>④ 環境基本法第16条の規定に基づ</p>	<p>(1) 1 / 4 (ただし、地方公共団体が専用水道等に対して行う施設の整備又は助成にあつては交付対象事業費の1 / 4かつ国費負担額は地方公共団体の負担額と同額ま</p>	<p>次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 高度浄水施設</p> <p>① 生物処理施設 生物処理槽、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>② オゾン処理施設 オゾン接触槽、オゾン発生機、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>③ 活性炭処理施設 ア 粉末活性炭処理施設 粉末活性炭投入用施設、自動攪拌装置付溶解槽、自動注入装置、活性炭接触池、電気・機械設備、各種配管及び</p>

	<p>く水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に係るものに限る。)の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域</p> <p>⑤ 湖沼水質保全特別措置法第3条第1項に規定する指定湖沼</p> <p>⑥ トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された河川、湖沼等</p> <p>⑦ その他高度浄水施設等を整備する必要性が①～⑤の地域と同等以上と国土交通大臣が認める地域内の河川、湖沼等</p> <p>2 以下のいずれかの被害が生じていること。</p> <p>① 水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている、又は超えるおそれがあること。</p> <p>② 水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。</p> <p>③ 水源水質について、「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に定めるマンガン(表流水に係るものに限る。)、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、臭気又は色度が基準値を超えていること。</p> <p>④ 離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。</p> <p>3 水道用水供給事業から受水している水道事業にあつては、自らの浄水場等の水質改善を行う場合は、水道用水供給事業から受水ができない区域の浄水場等での施設整備であること。</p> <p>4 水道事業及び水道用水供給事業にあつては、以下のいずれかを満た</p>	<p>でを上限とする)</p> <p>(2) (1)にかかわらず財政再建団体が行う事業にあつては</p> <p>1/3</p> <p>(3) (1)(2)にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては</p> <p>1/2</p>	<p>計装設備</p> <p>イ 粒状活性炭処理施設 活性炭吸着槽、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>④ ストリッピング処理施設(揮散処理) 充填塔、排出ガス吸着装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>⑤ 酸化処理施設(原水中に溶解しているマンガン又はヒ素を酸化処理によって除去するための処理施設) 酸化設備、沈澱ろ過設備(酸化処理に伴って必要となるものに限る。)、次亜塩素酸ナトリウム等酸化剤の貯槽設備・注入装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>⑥ 電気透析処理施設(原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設) 調整設備(薬品注入設備を含む。)、電気透析設備、放流設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>⑦ 膜ろ過施設 調整設備(薬品注入設備含む。)、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>⑧ 紫外線処理施設(ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあつては、ろ過施設(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)を備えていること。) 調整設備(薬品注入設備を含む。)、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設</p>
--	---	---	--

	<p>すこと。</p> <p>① 水道事業にあつては資本単価が 90 円/㎡以上であること。</p> <p>② 水道用水供給事業にあつては資本単価が 70 円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 病原性原虫対策事業 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること。</p> <p>2 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>① 既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。</p> <p>② 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備である場合において浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。</p> <p>3 水道用水供給事業から受水している水道事業にあつては、自らの浄水場等の水質改善を行う場合は、水道用水供給事業から受水ができない区域の浄水場等での施設整備であること。</p> <p>4 水道事業及び水道用水供給事業にあつては、以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 水道事業にあつては資本単価が 90 円/㎡以上であること。</p> <p>② 水道用水供給事業にあつては資本単価が 70 円/㎡以上であること。</p> <p>③ 料金回収率が 100%以上であること。</p> <p>④ 健全な経営に向けて、過去 5 年間において、少なくとも 1 回以上の水</p>	<p>備、各種配管及び計装設備</p> <p>⑨ 原水調整池（ただし、給水人口 5 万人未満の水道事業であり、施設整備後 30 年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものに限る。） 原水調整池（水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池）、導水管（原水調整池の整備に伴って必要となる最小限のものに限る。）、電気・機械・計装設備</p> <p>⑩ 従来の浄水処理のレベルアップのために必要なる過施設 （ただし、給水人口 5 万人未満の水道事業であり、施設整備後 30 年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものに限る。）</p> <p>ア 急速ろ過施設（消毒のみ又は緩速ろ過の方式の浄水施設を更新する場合であつて、急速ろ過の方式による浄水処理を行うために必要な施設） 凝集池、薬品沈澱池、急速ろ過池、凝集用薬品注入設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>イ 膜ろ過施設 調整設備（薬品注入設備を含む。）、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>⑪ 貯水池水質改善施設 水質改善装置の整備のための空気揚水筒、コンプレッサー、電気設備、その他関連設備</p> <p>⑫ 離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設</p>
--	--	--

	<p>道料金の改定が行われていること。</p> <p>⑤ 広域連携に向けた協議会の設立などの具体的な検討が進められていること。</p> <p>(3) 有機フッ素化合物対策事業 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>① 水道事業及び水道用水供給事業において、水源水質中に有機フッ素化合物 (PFOS 又は PFOA に限る。) が検出されたことがあること。</p> <p>② 水道事業及び水道用水供給事業において、水道水に関する PFOS 及び PFOA の水質検査機器の設置が必要であること (交付対象事業は有機フッ素化合物の水質検査機器に限る。)</p> <p>③ 専用水道 (分譲住宅地 (ニュータウン) など一般住民が給水対象のものに限る) や飲用井戸等 (以下、「専用水道等」という。) において、水源水質中に有機フッ素化合物 (PFOS 又は PFOA に限る。) が検出されたことがあること。</p> <p>2 水道用水供給事業から受水している水道事業にあつては、自らの浄水場等の水質改善を行う場合は、水道用水供給事業から受水ができない区域の浄水場等での施設整備であること。</p> <p>3 水道事業及び水道用水供給事業にあつては、以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 水道事業にあつては資本単価が 90 円/m³以上であること。</p> <p>② 水道用水供給事業にあつては資本単価が 70 円/m³以上であること。</p> <p>③ 料金回収率が 100%以上であること。</p> <p>④ 健全な経営に向けて、過去 5 年間</p>	<p>⑬ ①～⑫に掲げる処理施設と同等の浄水性能を得るために必要な施設</p> <p>⑭ ①から⑬に掲げる施設と密接な関連を有する施設</p> <p>(2) 水道原水水質改善施設 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>① 水道原水バイパス管 水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、ポンプ、その他原水水質の改善に必要な施設</p> <p>② 取排水系統再編に係る上流取水のための施設 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>③ 伏流水取水施設 集水埋きよ、取水ポンプ、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他取水・導水に必要な施設</p> <p>④ ①～③と同等の機能を有するものと認められる水道原水水質改善施設</p> <p>⑤ ①から④に掲げる施設と密接な関連を有する施設</p> <p>(3) 代替水源施設 病原性原虫対策事業又は有機フッ素化合物対策事業の場合に、水道原水の汚染等に対応するため、別の水源から給水する場合又は水道事業が水道用水供給事業から受水する</p>
--	--	--

	<p>において、少なくとも1回以上の水道料金の改定が行われていること。</p> <p>⑤ 広域連携に向けた協議会の設立などの具体的な検討が進められていること。</p> <p>(4) 火山灰対策事業 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第23条第1項の規定により指定された降灰防除地域にある水道施設であること。</p> <p>2 既設の浄水施設であって、新たに覆蓋するものであること。</p> <p>3 水道事業及び水道用水供給事業にあつては、以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 水道事業にあつては資本単価が90円/㎡以上であること。</p> <p>② 水道用水供給事業にあつては資本単価が70円/㎡以上であること。</p>		<p>場合に必要な次に掲げる施設。ただし、病原性原虫対策事業にあつては、現在取水を行っていて、病原性原虫に係る対策が必要な水源を廃止すること。</p> <p>① 取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設（有機フッ素化合物対策事業の場合にあつては代替水源の開発に必要な調査を含む。）</p> <p>② ①と同等の機能を有するものと認められる代替水源施設</p> <p>③ 有機フッ素化合物対策事業として専用水道等に水道事業から給水を行うために必要な管路等</p> <p>④ ①から③に掲げる施設と密接な関連を有する施設</p> <p>ただし、①及び②の整備にあつては、ろ過施設又は活性炭処理施設等を整備することが可能な場合は、費用比較して代替水源施設の方が安価に整備できること。</p> <p>(4) 有機フッ素化合物の水質検査機器</p> <p>(5) 有機フッ素化合物対策事業として地方公共団体が専用水道等に対して行う(1)から(3)に掲げる施設の整備又は助成</p> <p>(6) 覆蓋（火山灰対策事業の要件に合致する場合に限る。）</p>
水道施設リ ダンダンシ	次の①～③のいずれにも該当する水道事業（ただし、簡易水道事業を除	(1) 1 / 4 (2) (2) に	次に掲げる施設及び設備とする。

<p>一強化事業</p>	<p>く。)及び水道用水供給事業であること。</p> <p>① 「水道施設リダンダンシー確保計画」を策定していること</p> <p>② 資本単価が、水道事業にあつては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70円/㎡以上であること。</p> <p>③ 次のア～エのいずれかに該当する水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない導水管又は送水管のリダンダンシーを確保する事業であること。</p> <p>ア 土被り3m以上で、口径800mm以上の管路</p> <p>イ 土被り3m以上で、緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路</p> <p>ウ 軌道、河川、海、湖の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路</p> <p>エ 土砂災害警戒区域等にあり、被災するとその先の地域に断水が発生する管路</p>	<p>かかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1/2</p>	<p>(1) 2 国庫補助対象事業③のア～エに該当する管路の複線化に必要な管路、ポンプ、計装機器、その他必要な施設</p> <p>(2) 2 国庫補助対象事業③のア～エに該当する管路のリダンダンシー確保のために必要な連絡管、ポンプ、計装機器、その他必要な施設</p> <p>(3) 2 国庫補助対象事業③のウ、エに該当する管路の緊急時用の水源開発、既存施設までの接続管路、その他必要な施設</p>
<p>重要水道管路更新事業</p>	<p>「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であつて、次の①及び②のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>① 資本単価が、水道事業にあつては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70円/㎡以上であること。</p> <p>② 次のア～ウのいずれかに該当する管路の更新であること。</p> <p>ア 漏水リスクが高い管路（鑄鉄管、石綿セメント管、コンクリート管、塩化ビニル管、鋼管、ダクティル鑄鉄管又は点検調査の結果、更新が必要と診断された管路。ただし、塩化ビニル管、鋼管については、耐震性の低い継手を有するもの、ダクティル鑄鉄管については、耐震性の低い</p>	<p>(1) 1/4</p> <p>(2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1</p>	<p>管路及びこれらの管路と密接な関連を有する施設</p>

	<p>継手を有するものまたは防食対策がないものに限る。)で、口径 800mm 以上の管路</p> <p>イ 漏水リスクが高い管路で、緊急輸送道路、重要物流道路、軌道、河川の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路</p> <p>ウ 布設後 20 年以上が経過した、海、湖の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路</p>	<p>条の規定による奄美群島において行う事業にあつては</p> <p>1 / 2</p>	
<p>水道広域連携推進事業</p>	<p>特定簡易水道事業以外の簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。ただし、事業統合又は経営の一体化（以下「事業運営の一体化」という。）を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、事業運営の一体化を開始した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）、水道事業又は水道用水供給事業が行う次のいずれにも該当する事業であること。本事業は令和 22 年度までの時限事業とする。</p> <p>① 水道基盤強化計画に基づく圏域における事業であること。ただし、令和 12 年度以前に開始する事業にあつてはこの限りではない。</p> <p>② 市町村域を越えて 2 以上の水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業の事業運営の一体化であること。</p> <p>③ 計画区域内の給水人口が原則 10 万人以上の事業運営の一体化であること。ただし、現在給水人口 1 万人未満の水道事業又は簡易水道事業を含む場合は、計画区域内の給水人口が原則 5 万人以上の事業運営の一体化であること。</p> <p>④ 補助事業開始後 5 年以内に事業運営の一体化を実現すること。</p>	<p>(1) 1 / 3</p> <p>(2) (1) にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては</p> <p>1 / 2</p>	<p>次に掲げるものとする。</p> <p>① 事業運営の一体化の開始又は開始後の運営基盤強化のために必要な施設、設備、事務関係システム等の整備や更新等</p> <p>② 本事業による水道施設の統廃合に伴い廃止する水道施設の撤去</p>

	⑤ 全体計画は原則 10 年間であること。		
--	-----------------------	--	--